

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年9月12日（令和6年（行個）諮問第153号）

答申日：令和6年11月22日（令和6年度（行個）答申第133号）

事件名：本人の親の診療記録の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「画像データ（DVD-R）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月20日付け防人衛第12187号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

厚生労働省の「診療情報等の提供に関する指針」に従って、遺族である当方に開示を願いたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「特定病院診療記録（特定番号）特定個人（特定日生）父」（以下「本件文書」という。）の開示を求めるものである。

本件開示請求については、法84条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、本件開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書のうち相当の部分として、令和6年5月20日付け防人衛第12187号により、本件対象保有個人情報について、保有個人情報非該当により不開示とする不開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 不開示とした部分及びその理由について

本件対象保有個人情報については、開示請求者の個人情報が記載されていないことから、法76条で規定する保有個人情報に該当しないため、不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「厚生労働省の診療情報等の提供に関する指針」に従

って遺族である当方に開示を願いたい」として、原処分を取り消しを求め
るが、上記2のとおり、本件対象保有個人情報については、保有個人情報
非該当のため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥
当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年9月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件文書に記録された保有個人情報の開示を求めるも
のであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、法76条1項に規
定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示と
する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報は、審査請求人を本
人とする保有個人情報に該当するとして原処分の取消しを求めているもの
と解され、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていること
から、以下、本件対象保有個人情報の審査請求人を本人とする保有個人情
報該当性について検討する。

2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

- (1) 法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを
目的とするものであることから、法における「個人情報」の範囲を「生
存する個人に関する情報」に限っており、開示請求対象として予定する
のは、「生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報」のみで
あるが、死者に関する個人情報であっても同時に遺族等の個人情報とな
る場合には、当該遺族が、自己を本人とする個人情報として開示請求を
行うことができると解される。
- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象保有
個人情報は、特定病院で診療を受けた特定個人（審査請求人の亡父）の
診療記録であり、死者である特定個人の個人情報と認められるところ、
開示請求書の記載からは、本件対象保有個人情報が、審査請求人を本
人とする個人情報に該当するというべき事情が認められなかったため、審
査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とする原
処分を行った旨説明する。
- (3) そこで検討するに、本件対象保有個人情報は、記録媒体であるDVD
-Rに記録された画像データとしての特定個人の特定病院における診療

記録であると解されるが、これは、審査請求人を本人とする個人情報であるとは認められない。

また、審査請求人は、本件対象保有個人情報について、特定個人は自身の父親で故人であり、その遺族である自己を本人とする個人情報に該当すると主張しているとも解される。しかしながら、「遺族」が特定個人の相続人を意味すると解するとしても、そのことのみをもって、特定個人の診療記録が審査請求人を本人とする個人情報となるものではないのであり、審査請求書の内容等に鑑みても、本件対象保有個人情報が審査請求人を本人とする個人情報に該当するというべき事情は認められない。

したがって、本件対象保有個人情報につき、その全部を法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした原処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇